以手紙致啓上候然者千八百七十四年第十二月九日
去ル候以約定書中第十ヶ條ニ基キ山手ニ於テ
死亡之者埋葬地所一区を選ひ同様定置
貴殿方より御渡ニ相成候様いたし度此段御頼申上候
以上

日本横浜ニ於テ
千八百七十五年第一月十日

イエスベニリニ
ミドブルユアスヒイル 花押
トブルユヱーナスミツク 押

前書之趣承知候也

英国コンシユル兼瑞西利
ホニガリコンシユル兼孛方
フレテルツキ ラウトル 印

合衆国コンシユル
レミコール ライオン 印

英國コンシユル代 ユステ ラヘルース 印

伊太利コンシユル ミ ロベーチ 印

白耳義副コンシユル エフ ケイセヘール 印

瑞西コンシユルゼチラール ミ フレシワルト 印

和蘭コンシユル ドフルユ アアンデルタツク 印

丁抹コンシユルゼチラール イデ ハ井ール 印

日耳曼コンシユル エド ライス 印

葡國コンシユル イ ロレロ 印

右之写

イエスヘンリヒ 印

千八百七十六年第十二月第九日の納書中

第十ヶ条中ノ二章ノ写

第納書ニ添ゆる絵図面ニ書して掲る山手の地所

十二百坪ノ内廿六トルニテルの一廉たる地税を定むけの

推田をもって外国人民にして内外人に施し之を施すへしたん

土地納定しけりて其年の内に外国コンシユル等の

手納得して大の割合をもって割物出て分ちを承諾

すへき樹木を手洞中る而して並且其地所を旧

ニ事と関りる時ゆりて地所を（樹木を）居りる時の

経手にして修繕之入費を日本政府より支払ひ

以手紙致啓上候西洋千八百七十年第十二月九日
於横浜取究定書中第十ヶ條ニ基キ当地ニ於テ
死亡之者埋葬地所一区を撰ひ同港ニ定置候
自貴殿ニ御同意被下候様致度此段申上候

以上

日本横浜ニ於テ
千八百七十年第十二月十日

イエスペレリヒ 花
ミドブルユアスヒイル
トブルユヱーナスミツク 押

前書之趣承知候事

英国ミニストル兼墺地利
ホンガリコンシユル兼務
フレテルツキ ラウトル 印

合衆国コンシユル
レミコール ライオン 印